

横浜イノベーション I R 協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 12 条に基づき設置される、横浜イノベーション I R 協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 実施方針の策定及び変更
- (2) 設置運営事業を行おうとする民間事業者の選定
- (3) 区域整備計画の作成
- (4) 区域整備計画の認定の更新
- (5) 認定区域整備計画の変更
- (6) 設置運営事業等の廃止
- (7) 認定区域整備計画の実施の状況の報告
- (8) その他必要な事項

（構成員）

第 3 条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市長
- (2) 神奈川県知事
- (3) 神奈川県公安委員会
- (4) 横浜市町内会連合会会長
- (5) 横浜商工会議所会頭
- (6) 横浜市立大学学長
- (7) その他市長が必要と認める者

2 法第 8 条第 1 項の規定により、設置運営事業を行おうとする民間事業者（当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他当該民間事業者を設立しようとする者。以下「設置運営事業者」という。）を選定したときは、法第 12 条第 4 項に基づき協議会の構成員として加えるものとする。

3 第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号の構成員について、次のいずれかに該当し、協議の公正、公平又は中立な遂行に支障をきたす事情があると市長が認める場合は、市長は構成員の任を解くものとする。

- (1) 構成員が、設置運営事業者又は当該企業から継続的な委託等を受けている者（以下これらを総称して「設置運営事業者等」という。）と次の関係にある場合
 - ア 構成員が、設置運営事業者等である場合
 - イ 構成員が、設置運営事業者等に属している場合

ウ 構成員が、設置運営事業者等と親会社又は子会社の関係にある会社に属している場合

- (2) 構成員が、設置運営事業者等又はその役員等の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である場合
 - (3) 構成員が、第7条第1項、第2項の規定に反した場合
 - (4) 構成員としてふさわしくない非行事由があったと認められる場合
 - (5) 前各号のほか、構成員に協議等の公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合
- 4 設置運営事業者の選定前にあつては、前項第1号の規定は「設置運営事業者又は協力企業（設置運営事業者から継続的な業務の委託又は請負等を受けている者をいう。）（以下これらを総称して「設置運営事業者等」という。）を「法第8条第1項の公募に係る応募事業者（複数の企業により構成されるグループの場合は、グループを構成する企業の全てをいう。以下同じ。）、協力企業（設置運営事業に関し応募事業者から業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）として、応募事業者が選任し公募における提案書類に記載した者をいう。以下同じ。）若しくは応募アドバイザー（公募における提案を支援する者として、応募事業者が選任し公募における提案書類に記載した者をいう。）又はこれらになることが見込まれる者（以下これらを総称して「応募事業者等」という。）」と、第2号の規定は「設置運営事業者等」を「応募事業者等」と、読み替えて適用する。

（議長）

第4条 協議会の議長は、法第12条第3項に基づき横浜市長が務める。

2 議長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、議長が招集する。

2 協議会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議長は、協議会の開催にあたり、構成員の欠席がある場合には、協議事項について当該構成員から、別途意見の聴取を行うこととする。

4 第2条各号に規定する事項の協議にあたり会議を開催するいとまがないと議長が認めるときは、協議事項を添えて、各構成員宛て持ち回りにより協議に代えることができる。

5 第3条第1項第4号から第6号の構成員について、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、議長の承認を得て、当該団体に所属するものが代理として出席することができる。

（会議の公開）

第6条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定を準用し、協議会の会議は、公開とする。ただし、同条各号に該当する場合、議長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 議長は、会議を非公開とする決定をしたときは、その旨を宣告するものとする。

- 3 会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、議長は当該傍聴者等を会議場から退去させるものとする。
- 4 協議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者、大声をあげる者その他議長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。これらの者が会場にいる場合、議長は会場からの退去を命じることができる。

(構成員の責務)

第7条 構成員は、その職務を常に公正、公平及び中立に行わなければならない。

- 2 構成員は、直接間接を問わず、応募事業者等と協議会の協議事項に関し接触してはならない。ただし、設置運営事業者が選定された後は、この限りではない。
- 3 構成員は、協議会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市又は協議会が公表した情報については、この限りでない。
- 4 その他協議会に出席した者は、協議会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、横浜市及び協議会が公表した情報については、この限りでない。

(意見の聴取等)

第8条 議長は、協議会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務、経費の支弁等)

第9条 協議会の庶務は、横浜市都市整備局において処理する。

- 2 協議会に要する経費は、横浜市が負担する。

(会議録)

第10条 議長は、会議録を作成するものとする。

- 2 第6条第1項の規定により、会議の一部、又は全部を非公開とした場合には、その旨を会議録に記録するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。